

○ 西いぶり広域連合職員職名規則

平成 12 年 3 月 28 日
規 則 第 1 2 号

第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 2 条の規定による本広域連合職員の職名は、部長、部次長、課長、課長補佐、係長、専門員、主任、主事、技師、主事補及び技師補とする。

第 2 条 法令の規定により特別の職名を用いなければならないものについては、前条の規定による職名と併せてこれを用いるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成 1 8 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。